

事業評価書

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）により新設された規制

平成25年3月
国家公安委員会・警察庁

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）により新設された規制

1 評価の対象とした政策

- (1) 3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の7、同第26条の8）

一定の違反行為が繰り返し行われた自動車の使用者については、自動車の運行管理が十分に行われておらず、将来、当該違反行為が更に繰り返し行われるおそれがあるため、都道府県公安委員会（以下単に「公安委員会」という。）は、当該自動車を使用することについて交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用制限命令を命ずることができることとされている。

大型化が進展した貨物自動車による交通事故を防止するため、平成16年の道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正により、新たに自動車の種類として中型自動車が新設され、また、運転免許の種類として中型免許が新設されるとともに、中型自動車の使用者に対する使用制限命令についても規定されたところであるが、中型自動車による繰り返しの違反行為が著しく交通の危険を生じさせるおそれは、大型自動車によるものと同様と考えられることから、これを抑止するため、中型自動車が繰り返し違反行為をした場合における使用者に対する使用制限命令の期間を、大型自動車と同じ3月を超えない範囲内の期間とすることとした。

中型免許の新設について



- (2) 中型免許を受けた者に対する運転制限（道路交通法施行令第32条の3）

緊急自動車については、公益性の高い緊急用務のために道路を迅速に通行する必要性が高いことに鑑み、通行区分等の特例が認められており、このような自動車を安全に運転するためには、通常の自動車の運転に比べてより高度な技能及び知識が必要とされることから、運転免許を受けた者で

一定の条件を満たさないものは運転できないこととされている。

前記(1)のとおり、平成16年の道路交通法の改正により中型免許が新設されたところであり、これに伴い、中型免許を受けた者で一定の条件を満たさないもの(21歳未満のもの又は中型免許等を受けていた期間が3年未満のもの)は政令で定める中型自動車を運転することができないことが規定されたところであるが、中型免許を受けた者による緊急自動車の緊急用務中における交通事故防止を図るため、政令で定める中型自動車を、緊急自動車(公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)とすることとした。

2 評価の観点

(1) 3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加

中型自動車の使用者に対する使用制限命令により、中型自動車による交通の危険の防止が図られているかについて、有効性の観点から評価する。また、使用制限命令の区分が細分化されたことによる行政の負担の増加と得られる効果を比較し、効率性の観点から評価する。

(2) 中型免許を受けた者に対する運転制限

中型免許を受けた者が緊急自動車である中型自動車を運転する際の運転制限を設けたことにより、当該自動車の交通事故防止が図られているかについて、有効性の観点から評価する。また、中型免許を受けてから一定の条件を満たすまでは、公安委員会が行う審査を受けなければ緊急自動車(自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)を運転することができなくなるため、公安委員会における審査事務量について、効率性の観点から評価する。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加

ア 効果の把握の手法

中型自動車に対する使用制限命令の件数を把握するほか、普通自動車及び大型自動車に対する使用制限命令の件数を把握し、これを比較する。

イ 結果

中型自動車、普通自動車及び大型自動車に対する使用制限命令の件数については、以下のとおりである。

		平成19年			平成20年			平成21年			平成22年			平成23年			合計		
		普通	中型	大型	普通	中型	大型	普通	中型	大型	普通	中型	大型	普通	中型	大型	普通	中型	大型
件数	最高速度違反行為	6	0	0	9	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	18	0	0
	過積載	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	5	0	0	2	0	0	11
	過労運転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放置駐車違反	2,972	9	0	3,726	46	4	3,285	34	0	2,956	33	0	2,365	31	0	15,304	153	4
	計	2,978	9	0	3,735	46	4	3,287	34	4	2,957	33	5	2,365	31	2	15,322	153	15
合計	2,987			3,785			3,325			2,995			2,398			15,490			

平成19年の中型自動車にあつては、施行日（6月2日）以降の件数。

(2) 中型免許を受けた者に対する運転制限

ア 効果の把握の手法

(ア) 中型自動車の緊急自動車の緊急用務中における交通事故発生件数を把握するほか、他の種別の自動車（大型自動車、普通自動車、自動二輪車）の緊急自動車の緊急用務中における交通事故発生件数についても把握する。

また、参考指標として、車種別の交通事故発生件数についても把握する。

(イ) 中型免許を受けた者で一定の条件を満たさないものに対する緊急自動車の運転資格に係る公安委員会の審査事務件数を把握するほか、他の免許の種類に関する緊急自動車の運転資格に係る公安委員会の審査事務件数を把握する。

イ 結果

(ア) 中型自動車、大型自動車、普通自動車及び自動二輪車の緊急自動車の緊急用務中における交通事故発生件数については、以下のとおりである。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平均
中型自動車	3	1	3	2	0	2
大型自動車	0	1	1	0	0	0
普通自動車	56	46	43	31	35	42
自動二輪車	1	1	2	1	1	1
合計	60	49	49	34	36	46

平成19年の中型自動車にあつては、施行日（6月2日）以降の件数。

また、自動車種別ごとの交通事故発生件数については、以下のとおりである。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平均
中型自動車	16,805	15,709	16,438	16,398	16,338
大型自動車	14,374	12,367	12,436	12,104	12,820
普通自動車	645,049	626,203	618,694	590,253	620,050
自動二輪車	16,875	16,200	14,536	13,584	15,299
合計	693,103	670,479	662,104	632,339	664,506

- (1) 中型免許、普通免許又は自動二輪免許を受けた者で一定の条件を満たさない者に対する緊急自動車の運転資格に係る公安委員会の審査事務件数は以下のとおりである。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	合計
中型自動車	0	1	0	0	0	1
普通自動車	24	20	15	14	31	104
自動二輪車	16	25	26	16	14	97
合計	40	46	41	30	45	202

平成19年の中型自動車にあつては、施行日（6月2日）以降の件数。

大型自動車については、一定の条件を満たさない者に対する公安委員会が行う緊急自動車の運転資格に係る審査制度はない。

(3) 参考指標

上記(1)、(2)に共通する参考指標として、種類別運転免許保有者数についても、以下のとおり把握した。

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
第二種	大型	1,122,994	1,106,704	1,089,135	1,068,347	1,046,361
	中型	1,027,578	1,000,815	970,915	938,239	906,792
	普通	156,823	168,011	188,972	199,026	205,471
	その他	2,091	2,144	2,149	2,161	2,177
第一種	大型	4,584,566	4,563,766	4,532,786	4,494,752	4,466,688
	中型	69,712,075	69,156,510	68,492,679	67,744,252	67,011,600
	普通	704,129	1,958,171	3,170,109	4,352,938	5,514,092
	その他	2,596,956	2,491,721	2,365,200	2,210,531	2,062,085
合計		79,907,212	80,447,842	80,811,945	81,010,246	81,215,266

2種類以上の運転免許を保有している者は、上位の運転免許（本表の上側となる運転免許）の欄に計上している

中型免許には、中型免許新設以前に普通免許として計上されていた者を含む。

4 評価の結果

(1) 3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加

新たに3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができることとされた中型自動車の使用者に対する使用制限命令については、前記3(1)イのとおり、中型自動車の使用者に対する使用制限命令の件数が毎年一定数存在していることを踏まえると、一定の違反行為が繰り返し行われた中型自動車を道路交通の場から排除することにより、施行前と比較して中型自動車の使用者が一定の違反行為を繰り返し行うことを抑止し、交通の危険を生じさせるおそれを減少させる効果を上げている可能性はあるが、当該規制の有効性及び効率性について十分検証できるまでには至っていない。

(2) 中型免許を受けた者に対する運転制限

中型免許を受けた者に対する運転制限については、前記3(2)イ(ア)のとおり、中型自動車の緊急自動車の緊急用務中に発生した事故は極めて少なく、また、前記3(2)イ(イ)のとおり、公安委員会が実施する中型自動車の緊急自動車の運転資格に係る審査件数も1件しかないことから、当該規制の有効性及び効率性について十分検証できるまでには至っていない。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成25年2月8日に開催した第25回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項 なし

7 評価を実施した時期

平成19年6月2日から平成23年12月31日までの間

8 政策所管課

交通企画課、運転免許課